

美術科の教科教育法におけるカリキュラム構成に関する考察

A study on curriculum construction in art education method

坂本 健・大村 充弘

Ken SAKAMOTO, Mitsuhiro OOMURA

尚綱大学短期大学部准教授・九州中央リハビリテーション学院職員
Associate professor, Shokei Junior College・Staff, Kyusyu Chuo Rehabilitation College

キーワード：美術科教育、教科教育法、カリキュラム構成、学習指導要領改訂

Keywords: Art Education, Subject education method, curriculum construction, Revised Government Course Guidelines

Summary

Currently, two authors are in charge of the Department of Art Education at the Faculty of Arts in the Department of Art (Art Education Method I - IV). Even though this course is that part-time lecturers outside the university are the person in charge, various problems are involved in constructing the curriculum and practicing it, but especially in the Fine Arts Education Acts I to IV When changing the term of study from two years to one year, a major change in the composition of the curriculum was pressed, including the change of persons in charge. And, through such processes, we have reached the current curriculum composition, but its practice also celebrates the fourth year, various problems also emerged during that time, while making adjustments between persons in charge each time I have been advancing.

This paper is intended to the discussion focused on the curriculum structure, an eye to the revision of curriculum guidelines to enter the transition period from the 2018 fiscal year, while aligning its revision, while reviewing the curriculum structure, the field of Art Education. We will explore the future direction that responded quickly.

1. はじめに

平成30年度より小学校、中学校学習指導要領の改訂が移行期間⁽¹⁾となる現在において、教育の現場における教育・学習内容のみならず、その教員養成においても様々な論点が散見される。教員養成を行う上では、それらの論点を抽出し、整理し、それを基に美術科の教員養成のカリキュラムを構成していかなければならない。

本学における美術科の教科教育の担う稿者の内、坂本は非常勤講師期間を含め、中学校・高等学校において約5年間、美術科の指導にあたってきた。そして、平成21年度より本学の美術科教員養成、つまり本学で開講されている「美術科教育法」に非常勤講師として携わってきた。平成26年度より本学の美術科教員養成に従事している、もう一人の稿者、大村もまた、高等学校での美術科の指導にあたった経験があり、稿者二名はその経験則に基づきながら、「美術科教育法Ⅰ～Ⅳ」における指導を行っている。

しかし、稿者二名が携わってきた中学校・高等学校の現場における美術科教育は、そのほとんどの期間が前々回の学習指導要領の改訂⁽²⁾に基づくものであり、さらには、現在の美術科の教科教育法の内容は、前回の学習指導要領の改訂⁽³⁾に基づくものである。今回の改訂において、美術科の教科教育法における、さらなる学修内容の見直しが迫られるが、そこにはこれまでの改訂には行われなかった移行期間という問題が存在する。つまり、この期間に教育の現場に立つためには、当然のことながら、現行の

学習指導要領とともに、改訂される学習指導要領の内容も十分に理解する必要がある。

本稿は、最終的には今回の学習指導要領の改訂を睨み、本学における美術科の教科教育法の学修内容とカリキュラム構成の今後の方向性を探るものとなるのではあるが、そのためにはまず、現在の教科教育法の学修内容とカリキュラム構成について考察し、文脈を創出する必要があると考えている。それは、これまで稿者二名が教育の現場において携わってきた前々回の改訂に基づく美術科教育、前回の改訂に基づく美術科の教科教育法、そして、その過程においては様々な問題が浮上し、調整をしてきたが、それらを紡いでいくことによって生み出されるものであると考える。

ここでは、その中でも平成25年度において、「美術科教育法」の学修期間が2年間から1年間へと変更された際に見直した学修内容とカリキュラム構成に焦点を当てて考察することで、今後の方向性を探るための基盤を構築したいと考えている。

2. 美術科教育法Ⅰ～Ⅳの概要と問題の所在

2-1. 概要

「美術科教育法Ⅰ～Ⅳ」（各2単位）は、本学芸術学部においては選択科目に設定されている科目であり、美術科の教員免許状（中一種・高一種）の取得を目指す学生が履修する科目である。その中で最初に開講される「美術科教育法Ⅰ」の履修者は、年度によって変化はあるが、平均としては23人（平成21年度～29年度）⁽⁴⁾である。

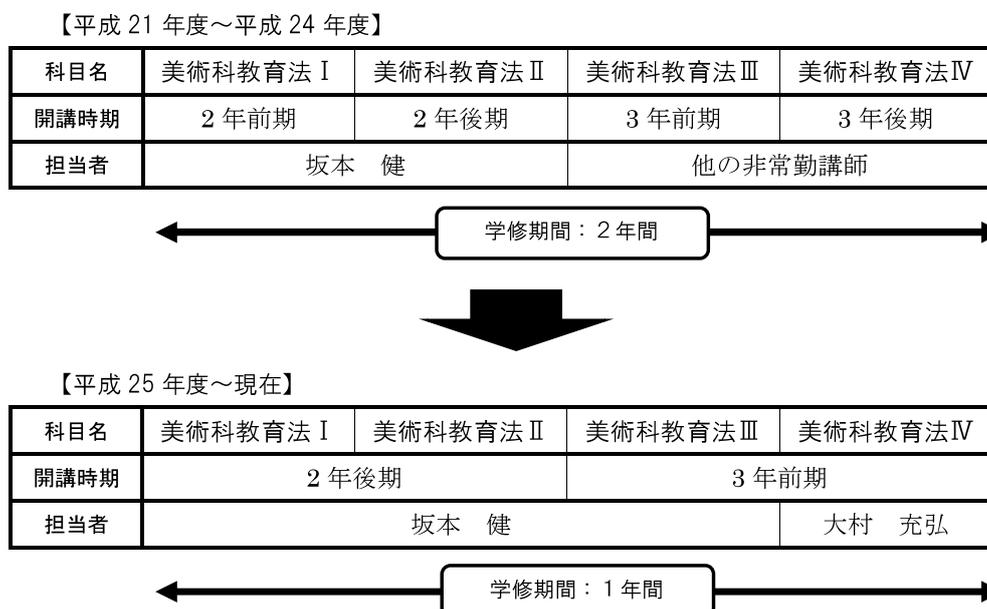


図 1. 科目別の開講時期と担当者及び学修期間

坂本が学外非常勤講師として担当をすることになった平成21年度当初、坂本は「美術科教育法Ⅰ・Ⅱ」を担当しており、「美術科教育法Ⅲ・Ⅳ」は他の非常勤講師が担当をしていた。また、開講時期も「美術科教育法Ⅰ」が2年前期、「美術科教育法Ⅱ」が2年後期、「美術科教育法Ⅲ」が3年前期、「美術科教育法Ⅳ」が3年後期となっており、2年間の学修期間で内容を構成していた。

しかし、その後のカリキュラムの変更に伴い、1年間での学修期間となり、現在、「美術科教育法Ⅰ～Ⅳ」は、稿者二名が担当することとなった。その担当の内訳は「美術科教育法Ⅰ～Ⅲ」が坂本、「美術科教育法Ⅳ」が大村となっている。そして、その開講時期は「美術科教育法Ⅰ・Ⅱ」が2年後期、「美術科教育法Ⅲ・Ⅳ」は3年前期である。つまり、2年後期には「美術科教育法Ⅰ・Ⅱ」を坂本が連続で行い、3

年前期には「美術科教育法Ⅲ」は坂本が、「美術科教育法Ⅳ」は大村が並行して授業を行うこととなっている（図1）。

2-2. 問題の所在

この学修期間が2年間から1年間へと変更することによって、いくつかの問題が生じるようになった。

①学修内容の連続性と系統性

まずは、「美術科教育法Ⅰ～Ⅳ」の学修内容の連続性と系統性についてである。それまでは、2年前期・後期の1コマずつを坂本が、3年前期・後期の1コマずつを他の非常勤講師が担当しており、段階的に、系統性を持って学修内容を配置し、指導を行うことができた。異なる教員が指導にあたるため、当然、多少の内容の重複が出てくることもあるが、その重複も内容を振り返る機会となり得るし、また、異なる角度、視点からのアプローチとなっていたため、

学修内容に大きな問題は生じることはなく、むしろ理解を深める要因ともなり得た。

しかし、学修期間の変更に伴い、当初は坂本と他の非常勤講師が2年後期～3年前期にかけて、それぞれが1コマずつを担当する、つまり、履修する学生は、坂本と他の非常勤講師の授業を同週に1回ずつ、これを二期にわたり受講する案があった。同じ「美術科教育法」でありながら、二人の教員が1年間、別々に並行して行う形である。これを実践していくためには、学修内容における相当の調整を行う必要があり、並行して行う以上は、学修内容の性格を明確に分けていく必要性があった。

結果的には、他の非常勤講師が離職し、代わりに大村が担当することとなったが、誰が、どの授業を担当するのか、その時期を含めて検討する必要は残り、それと同時に、担当教員間で学修内容の調整をしながら、連続性・系統性を確保できるカリキュラム構成の再考の必要が迫られた。

なお、坂本が「美術科教育法Ⅰ～Ⅳ」を全て担当するという案もあったが、多様な視点・観点からの教育の方が望ましいと考えられることを鑑みて、現在の体制となった。

②学修内容の精選

そして、もう一つの問題は、学修期間の短さである。授業時間数としては変わらないのであるが、授業時間外の学修時間を考慮すると、学生の負担は相当なものとなることは容易に予想され、理解度を深め、より着実に定着をさせていくためには、それまでの学修内容、カリキュラム構成のままでは困難であると考えられた。

同じ学修内容でも、1週ごとに段階的に受講していくことと、1週に2コマ分の学修内容を受講していくことには大きな隔たりがあり、学修の効率性という観点から見ても、良好とは言い難い。そのため、学修内容を精選することで、1年間の学修期間において、美術科教育の基礎・基本を押さえ、且つ現場に即応した実践力を身に付けるためのカリキュラム構成を検討する必要性があった。

3. カリキュラム構成に関する考察

上記の問題を解決するために、まずは授業担当配分の調整と、それぞれの科目の性格を明確にしていくところから始めた。

大きな枠組みとしては、「美術科教育法Ⅰ～Ⅲ」を美術科教育における概要、概念、そして方法についての理解を深めるという性格を持たせ、「美術科教育法Ⅳ」においては、現場に即応した、より実践的な性格を持たせることにした。別の角度で見ると、「美術科教育法Ⅰ～Ⅲ」は連続性を持って学修内容を積み上げていき、実践的内容を学修していくための基盤となるようにしている。つまり、2年後期に開講される「美術科教育法Ⅰ～Ⅱ」で概要、概念、そして方法について基礎的・基本的事項を習得し、その発展的内容を、3年前期に開講される「美術科教育法Ⅲ」において紡いでいく。そして、その「美術科教育法Ⅲ」と並行的に行う「美術科教育法Ⅳ」において実践的内容を取り扱っていくことになる。

3年前期に開講される「美術科教育法Ⅲ

～Ⅳ」に注目を見ると、「美術科教育法Ⅰ～Ⅱ」で学んできた学修内容、さらに言えばそこで作成した指導計画、学習指導案略案を基に、「美術科教育法Ⅲ」ではさらに授業内容を深めていくための学習指導案作成を、「美術科教育法Ⅳ」では模擬授業、そして、それに付随した授業研究会を行うことを主軸としている。

以上のような、それぞれの授業の性格付けをした結果、担当する教員は前述のように「美術科教育法Ⅰ～Ⅲ」を坂本が、「美術科教育法Ⅳ」を大村が担当することとした。学生への指導に関しては、当然のことながらそれぞれの指導観をもってあたってはいるが、美術科教育における基礎的・基

本的な概念に関しては共有しており、それと同時に学生の情報も共有しながら、連絡・調整を行いながら、授業実践を行っている。

それでは、具体的にはどのような構成をしていったのか、それを「授業概要」、「到達度目標」、「学修内容」そして、「評価」の観点から見ていくことにする。

3-1. 授業概要の構成

「美術科教育法Ⅰ」では、講義を中心としながら、美術科教育の基礎的・基本的な概念の理解を主軸としている。それと同時に演習をとおして中学校・高等学校における美術科の領域と内容についても触れるこ

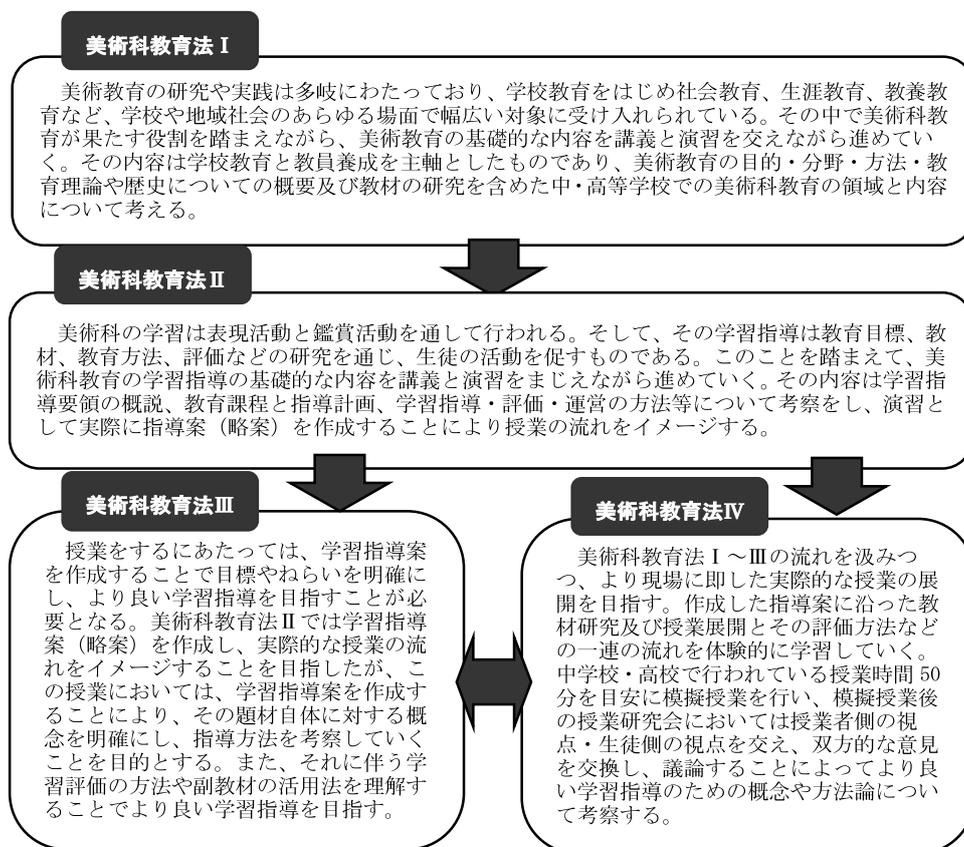


図2. 「美術科教育法Ⅰ～Ⅳ」の授業概要の構成

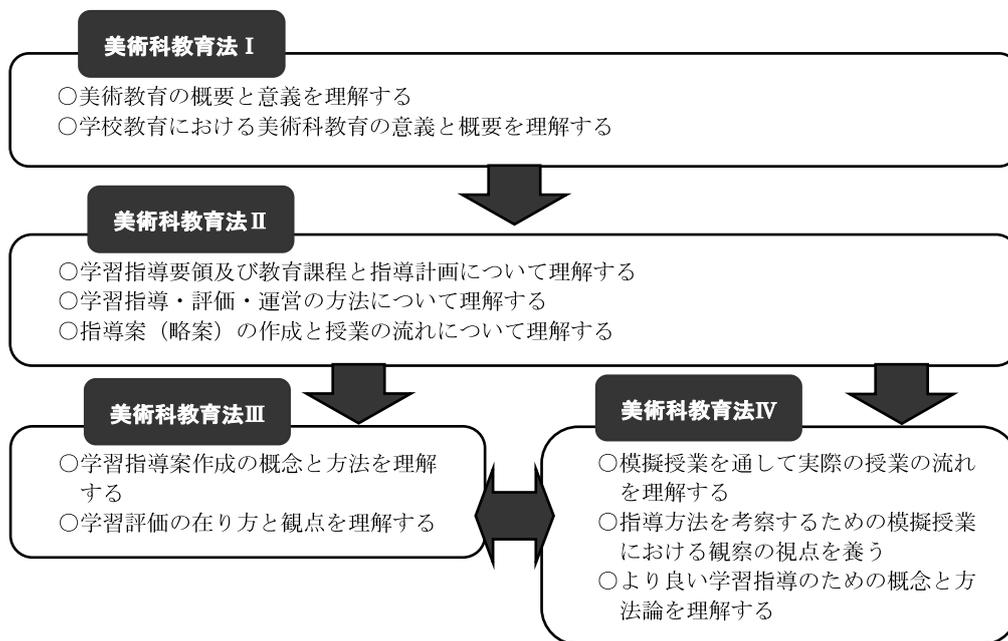


図3. 「美術科教育法 I～IV」の到達度目標の構成

とで、その理解をより深めていく。

「美術科教育法Ⅱ」では、講義を中心としながら、学習指導の在り方の理解を主軸としている。それと同時に指導計画、及び学習指導案略案作成の演習をとおして、その理解をより深めていく。

「美術科教育法Ⅲ」では学習指導案作成を主軸とすることで、指導計画の理解を深めていき、それと同時に講義をとおして、学習評価の在り方を理解していく。ここで指導と評価の一体化についても考察していく。

「美術科教育法Ⅳ」では、模擬授業を主軸とすることで実践的、且つ体験的な授業理解を図り、それと同時に、その授業を行うための物理的、及び運営の観点からの準備を理解していく。さらには、授業研究会を行うことで、省察的な視点も理解していく。

3-2. 到達度目標の構成

到達度目標は段階的に設定し、それぞれの目標に到達することで、次の学修内容に移ることができるようにしている。

2年次では、まずは、美術教育、そして美術科教育の概要の理解をすることによって、その意義について考察をする。その後、美術科教育の実践において必要な学習指導要領の理解、そして、それをシステム化した教育課程、さらに具体化した指導計画の理解へとつなげていく。また、それらを踏まえた上で、教育の現場における実践的な学習指導・評価・運営の方法について理解し、学習指導案略案の作成ができるようにする。

3年次では、それまでの学修を基に、「美術科教育法Ⅲ」では学習指導案作成ができるようにし、それと同時に学習評価の在り方と観点についても理解できるように

する。そして、「美術科教育法Ⅳ」では、2年次に作成した学習指導案略案を基に模擬授業を行うことができるようにする。それと同時に指導方法の考察をするための視点を養い、より良い学習指導のための概念と方法論を理解できるようにしていく。

3-3. 学修内容の構成

①美術科教育法Ⅰ（表1）

「美術科教育法Ⅰ」では、まず「美術教育とは」何か、その概念の概説を「美術」・「社会」・「教育」の相関的な関係性についての言説を交えながら行う。そして、その中で学校教育における美術科教育の目的と性格の理解をとおして、社会と家庭、子どもの置かれている現状にも目を向けながら、その意義について考察をする。さら

には、日本における明治期以降の美術教育理論の歴史的観点からの理解、プレゼンテーション用ソフトを活用し、子どもの作品を実際に見ながら、発達段階的観点からの理解をし、美術科教育を多角的に捉えていくことをねらっている。

そして、実際に中学校・高等学校の教育の現場で行われている「美術科教育の領域と内容」について、表現・鑑賞のそれぞれの領域ごとに、演習を交えながら踏まえていくことで、その実践について目を向けていく。

また、その実践内容の視野を広げていくために「教材研究」を行い、教育の現場において提供できる教材のレパートリーを増やすとともに、その視点についても考察を行っていく。そして、この中では、美術科

回	テーマ	学修内容
1	美術教育とは	美術教育の目的と性格
2		美術教育の意義
3		美術教育理論の歴史
4		子どもの発達段階と表現活動
5	美術科教育の領域と内容	美術科教育における領域と内容：絵画・彫刻
6		演習：スクラッチ
7		美術科教育における領域と内容：デザイン・工芸
8		演習：イラストレーション（○△□からの発想）①
9		演習：イラストレーション（○△□からの発想）②
10		美術科教育における領域と内容：鑑賞
11		美術館について
12	教材の研究	美術科教育における材料・用具と安全指導
13		演習：教材研究①
14		演習：教材研究②
15	まとめ	幼・保からの連携について : まとめレポート

表1. 美術科教育法Ⅰの学修内容の構成

教育を研究していく上で必要な、材料と用具という視点にも注目させ、考察をさせるとともに、教材を実践していく上で、生徒が安全に制作活動をするための指導の概念や方法についても言及をしている。

なお、ここで行う演習においては、中学校・高等学校における生徒が授業で制作活動を行うことを想定しながら、材料・用具の準備、制作の時間、具体的な指導のポイントを押さえながら体験的に学修していくことも目的としている。

②美術科教育法Ⅱ（表2）

「美術科教育法Ⅱ」では、「美術科教育Ⅰ」での学修内容を受けて、その実践においてどのように進めていくのかを考察することに主眼を置いている。

まず、「学習指導要領について」の理解から始めることで、教育そのものの意味を

問い、その中で美術科教育がどのような目的を持つものなのかを「中学校学習指導要領 第2章 第6節 美術」の概説をとおして理解をさせる。特に約10年毎の改訂には目を向け、「社会」と「教育」の在り方についても言及をしていく。

次に、それを実践していくための「指導計画について」を、学習指導要領から教育課程、年間指導計画、学習指導案、授業、評価という流れの中で、位置付けを明確にすることで、その意義について考察をさせている。その後、演習として3年間の年間指導計画を作成させる。

そして、「学習指導案について」は、作成にあたり、その目的を十分に理解した上で、パソコンを用いて略案の作成に取り組み、形式とともに、学習評価についても触れながら指導と評価の一体化についても

回	テーマ	学修内容
1	学習指導要領について	学習指導要領とは
2		学習指導要領（美術）の解説
3	指導計画について	指導計画について
4		演習：指導計画の作成①
5		演習：指導計画の作成②
6		演習：指導計画の作成③
7	学習指導案について	学習指導案について
8		学習指導案の形式
9		演習：学習指導案（略案）作成①・・・パソコンを用いて
10		演習：学習指導案（略案）作成②・・・パソコンを用いて
11		演習：学習指導案（略案）作成③・・・パソコンを用いて
12		演習：学習指導案（略案）作成④・・・パソコンを用いて
13	教材の研究	教材研究①
14		教材研究②
15	まとめ	美術科における評価について：まとめレポート

表2. 美術科教育法Ⅱの学修内容の構成

言及をしている。

なお、学習指導案の形式については、熊本大学教育学部附属中学校で指導している形式とほぼ同一のものを使用しており、連携をしながら、適宜、調整を加えていっている。

③美術科教育法Ⅲ（表3）

「美術科教育法Ⅲ」では学習指導案の作成に主眼を置いているが、その過程でその概念や形式、教科目標、評価、そしてその観点についても触れることができるようにしている。

「学習指導案の作成」をするにあたっては、その概念と形式について理解をすることから始める。その後、実際に作成をしていくのであるが、作成においては三つの段階を設けて、理解し、作成を進めていくようにしている。

その段階における一つ目は、「題材について」であり、題材を四つの観点（題材観、系統観、生徒の実態、指導観）から捉えながら、段階的に考察を踏まえていくことができるようにしている。

続けて、「目標と指導計画について」であるが、まずは「学習評価について」の理解を深めるため、その在り方や評価規準・評価基準の解説、設定の工夫、観点等の視点からの講義を行い、演習として評価規準・評価基準の作成も行いながら、作成を進めていく。

最後に、「本時の学習について」であるが、これは「美術科教育法Ⅱ」で作成した内容とほぼ同義である。しかし、授業の流れに主眼を置いた学習指導案（略案）と、「題材について」「目標と指導計画について」を考察したものを受けての学習指導案

回	テーマ	学修内容
1	学習指導案の作成Ⅰ	学習指導案の作成について（概念と形式）
2		演習：学習指導案作成①
3		演習：学習指導案作成②
4	学習評価について	学習評価の在り方と評価規準・基準
5		評価規準の設定と工夫
6		教科目標と評価の観点及びその趣旨
7		評価規準と評価基準の作成について
8	学習指導案の作成Ⅱ	演習：学習指導案作成③・・・パソコンを用いて
9		演習：学習指導案作成④・・・パソコンを用いて
10		演習：学習指導案作成⑤・・・パソコンを用いて
11		演習：学習指導案作成⑥・・・パソコンを用いて
12	副教材について	副教材の重要性と具体例
13		副教材の作成について①
14		副教材の作成について②
15	まとめ	まとめレポート

表3. 美術科教育法Ⅲの学修内容の構成

は、どのような違いがあるのかも十分に考慮させた上で作成をさせていく。

④美術科教育法Ⅳ（表４）

「美術科教育法Ⅳ」では、模擬授業に主眼を置いているが、その過程でその準備、教材研究、授業研究会における省察の観点についても触れることができるようにしている。

模擬授業は、それぞれが「美術科教育法Ⅱ」で作成した学習指導案略案を基に行うこととしているが、当然、模擬授業を実施するにあたっては「模擬授業の意義と準備について」理解を深める必要があり、それを「用具と材料」、「資料と板書計画」、「授業の流れと発問」という観点から考察をしていく。

模擬授業は、受講人数に従って、それぞ

れの模擬授業時間を調整しながら、必ず1回は経験できるようにしている。自身で学修内容を掘り下げ、授業を実際に展開させていくことを経験することで、現場に即応した実践的な学修ができるとともに、これまでの「美術科教育法Ⅰ～Ⅲ」で学修したことを体験的に理解できると考えている。

そして、模擬授業後には授業研究会を行うことで、授業を展開していく上での理解をさらに深めていくとともに、自身、及び他者の授業を、客観的視点を持って省察することができるようにしている。それと同時に、授業に対して自身の意見を述べ、他者の意見を聴き、多くの議論を交わすことで、より良い授業実践を目指す姿勢を養うことが期待できると考えている。

回	テーマ	学修内容
1	模擬授業の意義 と準備について	模擬授業の意義と授業研究会の在り方について
2		授業の準備について①：用具と材料
3		授業の準備について②：資料と板書計画
4		授業の準備について③：授業の流れと発問
5	模擬授業及び 授業研究会Ⅰ	演習：模擬授業及び授業研究会①
6		演習：模擬授業及び授業研究会②
7		演習：模擬授業及び授業研究会③
8		演習：模擬授業及び授業研究会④
9	教材の研究	教材研究①
10		教材研究②
11	模擬授業及び 授業研究会Ⅱ	演習：模擬授業及び授業研究会⑤
12		演習：模擬授業及び授業研究会⑥
13		演習：模擬授業及び授業研究会⑦
14		演習：模擬授業及び授業研究会⑧
15	まとめ	まとめレポート

表４．美術科教育法Ⅳの学修内容の構成

3-4. 評価について

カリキュラムを構成する上では、ただ学修内容を段階的に、系統的に配置すればよいというわけではない。その設定した学修内容が、いかに学生に定着したのか、その学修状況を確認していく行為が必要であり、その行為こそがカリキュラム構成を考察する上で意味を為してくるものであると考える。むしろ、その行為なくしては、いかにカリキュラム構成における考察を思慮し尽くしたとしても、意味を為さないはずである。学生の学修状況を確認していくことは、授業実践を行う上で必要なことであり、それがあって初めて学生は段階的に学修ができるはずである。

そのためには、それぞれの授業において、どのように評価をしていくのかに依るところがあるが、ここでは「美術科教育法Ⅰ～Ⅳ」において、どのように評価をしていくのかを考察する。

①美術科教育法Ⅰ

「美術科教育法Ⅰ」の評価は、講義内容に関するテーマのまとめ（図4）を65%、教材研究等で行う演習課題を20%、最終回におけるまとめのレポートを15%としている。

講義内容に関するテーマのまとめは、講義形式の授業を行う際に用い、その回のテーマを授業の最後に出題し、講義内容を踏まえながら自分の意見をまとめるものである。時間は15分程度を設定しており、毎回提出させ、翌週にはコメントを付加して返却をすることによりフィードバックを行っている。

「美術科教育法Ⅰ」の性格上、美術科教

美術科教育法 授業記録

学種番号： _____

氏 名： _____

月 日 ()

講義題： _____

キーワード： _____

本日のテーマ： _____

感想等： _____

図4. 講義内容に関するテーマのまとめ

育における概要の理解に主眼を置いているため、毎回の講義内容を確認し、評価していくことに比重を置く方法をとっている。

②美術科教育法Ⅱ

「美術科教育法Ⅱ」の評価は、講義内容に関するテーマのまとめを60%、演習で行う年間指導計画、学習指導案略案を25%、最終回におけるまとめのレポートを15%としている。

「美術科教育法Ⅰ」と比重の置き方に大差はないが、講義形式で得る知識・理解とともに、年間指導計画、学習指導案略案の作成にも主眼を置いているため、「美術科教育法Ⅰ」と比べ、若干ではあるが、演習に比重を置いた評価方法となっている。

③美術科教育法Ⅲ

「美術科教育法Ⅲ」の評価は、講義内容

に関するテーマのまとめを35%、演習で行う学習指導案を50%、最終回におけるまとめのレポートを15%としている。

ここでは、学習指導案作成をとおして学修することを主眼としているため、演習に比重を置いた評価方法となっている。ただ、完成した段階でのみ評価するのではなく、作成していく際にも三つの段階を設けているように、その段階ごとに評価をしていくようにしている。そのことにより、それぞれの学修状況を把握し、個別に指導をすることができている。

④美術科教育法Ⅳ

「美術科教育法Ⅳ」の評価は、実践的側面が強いため、「美術科教育法Ⅰ～Ⅲ」とは異なる観点から行っている。内訳は模擬授業に関することが60%（教材準備等が10%、模擬授業内容が20%、授業研究会における発言・意欲等が30%）、模擬授業に対する考察（レポート×模擬授業回数）が40%となっている。

ここでは模擬授業をとおして学修することを主眼としているため、それにかかわる点に比重を置いているが、アクティビティだけで評価をするのではなく、レポートを書くことによって、考察をする論理的思考についても評価をするようにしている。

4. おわりに

この稿を書く平成29年11月において、ここで考察したカリキュラムの実践は4年が経過しようとしている。途中、稿者二名で様々な調整や修正を加えながら授業実践を行ってきたが、その間に受講した教育職を

目指す学生に対しては、ある一定の教育成果を提供することができたのではないかと感じている。

本稿では美術科の教科教育におけるカリキュラム構成について、平成25年度に「美術科教育法」の学修期間が2年間から1年間へと変更された際に見直した学修内容とカリキュラムの構成に焦点を当てて考察を行ったが、ここで構成したカリキュラムは、学修期間が1年間へと変更した際に、必要に迫られたものではあった。しかし、その機会を得ることにより、改めてカリキュラム構成の重要性を認識し、さらにはこの稿を執筆することで、さらにその認識は深まり、様々な瑕疵に気づきながらも、より良い教育実践を模索する機会となり得た。

折しも、学習指導要領の改訂の時期に差し掛かり、今後、さらに学修内容の検討が迫られている。今回の幼稚園・小学校・中学校の改訂では、教育課程全体で育成する資質・能力を3つの柱で整理している⁽⁵⁾。美術科においても提示された「知識・技能」、「思考・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の資質・能力を育成していかなければならない。そのためには、教員養成において、どのような教育、そしてそれを実践していくための学修内容とカリキュラムの構成が必要であろうか。それを新たに考察していくのが、教員養成に携わる稿者二名の今後の課題である。

本稿においては、これまでのカリキュラム構成についての考察をすることで、ある種の文脈を創出することができた。今後はその文脈に沿いつつ、通底する美術・教育の本質を見出しつつ、次稿以降において、

新たなカリキュラム構成について考察を進めていきたいと考えている。

・大杉昭英 編「平成29年度版中学校学習指導要領 全文と改訂のポイント解説」明治図書出版、2017年

[註]

- (1) 中央審議会教育課程部会資料

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/_ics/Files/afieldfile/2017/05/12/1384662_1_1.pdf#search=%27%E5%AD%A6%E7%BF%92%E6%8C%87%E5%B0%8E%E8%A6%81%E9%A0%98+%E6%94%B9%E8%A8%82+%E7%A7%BB%E8%A1%8C%27

今後の学習指導要領改訂スケジュールによると、幼稚園では平成30年度より全面実施、小学校では平成30年度～31年度までが移行期間で平成32年度から全面実施、中学校では平成30年～32年度までが移行期間で平成33年度から全面実施、高等学校においては平成29年度末に改訂、移行期間は平成31年度～平成33年度で平成34年度から年次進行で実施となっている。

- (2) 平成10年告示
(3) 平成20年告示
(4) 再履修での受講者も含む
(5) 幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント（文部科学省）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/_ics/Files/afieldfile/2017/06/16/1384662_2.pdf

[参考文献]

- ・「中学校学習指導要領解説 総則編」日本文教出版、2008年
・「中学校学習指導要領解説 美術編」日本文教出版、2008年
・「高等学校学習指導要領解説 芸術（音楽 美術 工芸 書道）編 音楽編 美術編」日本文教出版、2009年

[図版出典]

- 図 1～4 : 稿者作成
表 1～4 : 稿者作成

